

税の申告が始まります

申告の準備はできていますか？

今年も町県民税および所得税の申告時期となりました。申告は、正しく税金を計算し納めるための手続きです。申告期限近くになると、会場が大変混み合いますので、早めの準備と申告をお願いします。

また、今年度より税務署への申告書の提出を電子で行うため申告者の人には『利用者識別番号』を取得いただきます。例年よりも一人あたりの申告相談の時間が長くなる可能性がありますので時間に余裕をもって申告相談にお越しください。既に利用者識別番号をお持ちの人は番号がわかるものをお持ちください。

◎申告会場

今年も町役場庁舎と地区での申告相談会場を統合し、「町中央公民館」で申告会場を開設します。

場 所 町中央公民館中ホール(養老町石畑491番地)

開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

時 間 9時～16時30分(受付：16時まで)

対象地区	月 日	対象地区	月 日
高田・室原	2月17日(木)・3月2日(水)	池 辺	2月24日(木)・3月8日(火)
広幡・上多度	2月18日(金)・3月3日(木)	笠 郷	2月25日(金)・3月9日(水)
小畑・多芸	2月21日(月)・3月4日(金)	全 地 区	2月16日(水)・28日(月)・ 3月1日(火)・10日(木)・11日(金)・ 14日(月)・15日(火)
養老・日吉	2月22日(火)・3月7日(月)		

※初日は大変混み合うことが予想されますので、できるだけ地区ごとの指定日のご来場にご協力ください。

※地区ごとの指定日に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越しください。

●町の申告会場では下記の①～⑩に該当する申告は受付していません。税務署の確定申告会場(大垣市情報工房5階)で申告してください。

- ①令和4年度(令和3年分)以外の申告 ②青色申告 ③消費税・贈与税の申告
- ④土地・建物や株式などの譲渡所得の申告(国・県・町に土地・建物を売った場合を除く)
- ⑤分離課税の申告 ⑥雑損控除の申告 ⑦繰越控除の申告 ⑧初めての住宅借入金等特別控除の申告
- ⑨準確定申告(亡くなった人の申告) ⑩その他内容が複雑な申告

●来場の際は、次の新型コロナウイルス感染予防対策にご協力をお願いします。

- ・咳や発熱、風邪症状、だるさなど、体調に不安がある人は、来場をご遠慮ください。
- ・入場の際に検温を実施します。(※37.5度以上の発熱がある人は、入場できません。)
- ・マスクなどの着用をお願いします。(※マスクを着用していない場合、入場をお断りすることがあります。)
- ・人の密集を避けるため、会場へはなるべく少人数でお越しください。
- ・入場の際に、手指の消毒をお願いします。
- ・受付票へ来場者全員の氏名・連絡先の記入をお願いします。
- ・会場の混雑状況により、入場をお断りし、後日の来場をお願いすることがあります。

●中央公民館への問い合わせはご遠慮ください。

●税務課窓口では、申告の相談は行いません。提出のみの受付となります。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告書は郵送やe-Taxでの提出をお願いします。

●申告に関する詳しい内容は、広報養老2月号でお知らせします。